令和4年

第22回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日　　令和4年12月26日（月）

伊勢原市農業委員会

第22回 伊勢原市農業委員会総会議事録

１　開催日時
令和４年１２月２６日（月）　午前９時２５分から午前１０時４７分まで

２　開催場所
伊勢原市役所２階　２Ｃ会議室

３　委員在任定数　　１０名
(1)　杉本　和彦　　(6)　越水　一雄
(2)　大木　克美　　(7)　三野　孝文
(3)　重田　千秋　　(8)　麻生　伸一
(4)　田中　光男　　(9)　市川　正美
(5)　古屋　幸男　　(10)　鈴木　雅之

４　出席委員数
９名（その他、農地利用最適化推進委員１１名出席）

５　欠席委員
杉本　和彦

６　署名委員
古屋　幸男、越水　一雄

７　議　長
鈴木　雅之

８　事務局等職員出席者
・伊藤　陽一（事務局長）
・青木　優
・服部　孝喜
・片山　淳二
・岸　好夫

９　傍聴者
なし

10　審 議 内 容　　（開会　午前９時２５分）

［事 務 局 長］　只今より第２２回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席委員１名、９名出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

［議　　長］　それでは、只今から、第２２回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、５番・古屋幸男委員と６番・越水一雄委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
本日の審議事項は、報告７件、議案４件の計１１件となっております。まず、報告より入ります。

［議　　長］　報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。
議案書の１ページをご覧ください。内訳は、大田地区で２件、高部屋地区で２件、比々多地区で１件、成瀬地区で２件の届出を受理しています。なお、１番、５番、７番の方については、第三者への斡旋の希望をしております。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が７件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

［事　務　局］　お手元資料のとおり伊勢原地区の５件、成瀬地区の１件及び大田地区の２件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第２号の１については、昭和４５年頃に公衆用道路、２号の２については、平成２５年頃に駐車場、２号の３については、平成２３年頃に駐車場、２号の４については、令和２年頃に駐車場、２号の５については、昭和５４年頃に宅地、２号の７については、昭和４６年頃に宅地、２号の８については、昭和４６年頃に道路に転用したものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

また、第２号の６については、露天駐車場に転用するものです。

以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が８件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定を受ける買受適格証明願について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

この証明は、競売・公売に参加して農地の買い受けの申出を希望する際に、事前に適格者の証明を受けておく必要があり、入札する際に添付書類として求められるものになります。

対象地は、串橋の市街化区域内の農地になります。図面番号は、１番です。

出願者は不動産業を営む法人で、取得された際は、宅地として転用される予定となっております。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用に係る買受適格証明願が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。大田地区で１件、成瀬で１件の申請がありました。

報告第４号の１、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年１２月８日です。対象農地の明細は１１項です。上平間字四反田に６筆、同七々町に１筆、合計７筆面積は５，９８４平方メートルです。１２月１３日に事務局で現地調査を行い、水稲の稲刈り跡を確認しています。１２月１５日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の２、申請人は高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年１２月９日です。対象農地の明細は１２ページです。高森１丁目に３筆、合計面積は１，４１４平方メートルです。１２月１３日に事務局で現地調査を行い、水稲の刈込跡を確認しています。１２月１５日付け専決処分で証明書を発行しました。　以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが２件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第５号、農地法第５条第１項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第５条第１項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回１件の届出がありました。

報告第５号の１、図面番号は２番、併せて公図・参考図をご覧ください。

神奈川県平塚土木事務所長からの届出です。三ノ宮字下竹ノ内の２筆と字上原田の一部、合計面積９３５平方メートルのうち６５３．４平方メートルを県道６１１号（大山板戸）整備工事における２級河川鈴川に架かる旧竹ノ内橋撤去及び護岸工事のための工事用通路及び仮設置場として農地を借りて一時転用します。

［事　務　局］　施工業者は三ノ宮の会社、工期は令和４年１２月７日からから令和５年３月３１日までを予定しています。期間終了時には農地に復元します。
以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第５条第１項ただし書き該当の届出が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第６号、農地法第１８条第６項の規定による届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第１８条第６項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。
お手元資料のとおり大山地区で１件及び大田地区の６件について、専決により通知を受理しましたので報告します。
通知内容について、補足いたします。
報告第６号の１については、大山インター土地区画整理事業対象地となっており、所有権移転に伴い解約に至ったものです。
次に、報告第６号の２から７については、賃借人死亡のため、解約に至ったものです。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第１８条第６項の規定による届出が７件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第７号、生産緑地の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　報告第７号、箇所番号と付属の図面を合わせてご覧下さい。
生産緑地の指定後３０年が経過したため、伊勢原市長から農林業従事者に対し生産緑地の取得のあっせんについて、申出があったので報告します。全部で１５箇所３９筆２１，０１３．７２平方メートルです。

［事　務　局］　詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。各農業委員さんには、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合は、令和５年１月２０日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日から３ヶ月経過後に行為制限解除となります。固定資産税については、段階的に上昇して市街化の農地課税となります。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。生産緑地の取得のあっせんが１１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、大田地区で１件、成瀬地区で１件の申請がありました。

議案第１号の１、図面番号は３番です。併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は下平間字東下の１筆、面積は８６９平方メートルの畑です。譲渡人は平塚にお住いの方で、譲受人は平塚市下島にお住まいの方です。今回、規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は、添付資料の平塚市農業委員会発行の耕作証明では７，１４７平方メートルですので、下限面積の特段の面積の３０アールを超えているため、農地取得に支障はありません。取得する農地には、麦、ヒマワリを作付けする予定です。１２月２１日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行い、平塚市内で譲受人が経営している農地については、水稲の刈込跡、ネギ等の露地野菜等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第３条第２項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第１号の２、図面番号は４番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は粟窪字林台の５筆、同字四石田３筆、合計７筆面積は

［事　務　局］　１，５８０平方メートルの畑です。譲渡人は粟窪にお住いの方で、譲受人も粟窪にお住まいの方です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

譲受人世帯の経営農地面積は６，２４８平方メートルで、下限面積の特段の面積の３０アールを超えているため、農地取得に支障はありません。

所有する農地にはトマト、薩摩芋、里芋を栽培する予定です。１２月１５日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、冬野菜が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第３条第２項各号該当事項はありませんでした。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第１号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［委 員］　１２月２１日に事務局と、２２日に地区担当委員４名と現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段問題はございませんでした。

［議　　長］　次に、議案第１号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［委 員］　１２月１５日に事務局と、２２日に地区担当委員４名と現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段問題はございませんでした。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第１号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第１号の２について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第１号の２について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の２については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　議案の訂正を１箇所お願いします。２９ページの右から４列目の転用目的・施設等の列の下から２段目に農家住宅を消して「一時転用」と訂正をお願いします。

農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回、２件の申請がありました。

議案第２号の１、図面番号は５番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。

申請地は池端字東池田の６筆、面積は３，５７６平方メートルで、北側と南側は道路、西側は排水路、東側は西部用水と農道に囲まれています。

譲渡人は市内池端の農家３名と共有者１名です。譲受人は桜台３丁目の不動産会社です。

申請地は伊勢原駅から東へ約１．５キロメートルの所にあり、農振農用地内で西部用水の受益地、北側と南側は畑の形状・中央部の２反が水田です。

周囲を畑に囲まれた農地が湿田で水はけが悪く水稲耕作から普通畑へ転換を考えていたところ、北側の畑を今年１０月２７日づけ無償で所有権移転の農地法第３条の許可を得ました。移転登記は今後行いますが、市道から直接出入りできる使いやすい畑として農地造成を計画

［事　務　局］　しました。南端の畑の所有者は農業ができない状況のため、一体を農地造成し、一枚の畑として耕作します。

代表耕作者は３０代のご夫婦で水田９２アール、畑７１アールを経営し繁忙期はパートを雇用しています。

工事期間は１年間の使用貸借契約で一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第５条の申請となります。

農地造成の規模が、１，０００平方メートル以内かつ盛土高１メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

市道から出入りするため道路から０．６メートル程度盛土して高くします。一番低い水田からの盛土の最大高さは２．２メートル、埋立土量は６０６４．６３立方メートルです。市内高森の宅地造成現場から11トン車１台に６立方メートルを積込み１日２０回搬入予定です。

敷地境は２９度の法面勾配とし５０センチメートルの離れをとり隣地に流出しないよう被害防除します。農地復元後はトウモロコシ・キャベツ・ナスを栽培します。

他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者には協議済みで、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

なお、１２月１３日に県農地課担当者の現地調査を受け、対象地が３，０００平方メートル以上のため、１月１２日、県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、１月１８日に常設審議委員会に出向き諮問を行います。そこで特に問題なしとなった場合に、県知事に副申します。

続きまして、議案第　２号の２、図面番号は６番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は小稲葉字細町の１筆の一部、面積は４８４平方メートルのうちの３２４平方メートルで、北側と東側は道路、他は譲渡人である土地所有者の畑です。

譲渡人は小稲葉の方です。譲受人は市内西富岡の建設会社です。

この会社は、市道２号線の舗装打換工事を受注したことにより工事車両・作業員の駐車場として工事現場に近い空地を探していたところ、工事箇所に一番近い適地として畑の一部について一時転用を申請するものです。

［事　務　局］　申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がりは１０ヘクタール以上であることから「第１種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、周囲は１メートルの柵で囲み、敷地は鉄板敷きで使用します。期間は令和５年３月１５日までで、期間終了時には農地に復元して譲受人に戻されます。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しませんが、１２月２０日に県湘南農地課担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［委 員］　１２月２４日に現地確認を行いました。事務局の説明のあった「農地造成」という観点から見ると、不明瞭な点が多い。「耕作者の権利関係」「対象地の産業廃棄物」「排水性」など疑義が多く、耕作意欲のある者へ所有権を集約する必要があるのではないか。その点を事務局で整理願いたい。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［委 員］　１２月２２日に現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段問題はございませんでした。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第２号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

［事　務　局］　先ほどの担当地区委員の質問に御回答いたします。

経営状況について、１２月２２日付けで貸借について回答を頂いています。共有者４名の権利関係はそのままに、代表耕作者が耕作を行う。

［事　務　局］　賃貸借契約も考えていないが、近い将来、代表耕作者へ所有権をまとめる、営農も集約する予定となっています。
　対象地の温室施設の残材は農地造成前に撤去する計画で事業者は説明している。
　周辺は家などに接しておらず、自然勾配で排水路へ処理する予定であり、特段影響ないと考えている。

［委 員］　盛土高が２．２メートルあるが、周辺への影響はないのか。

［事　務　局］　土圧により、周辺が盛り上がる危険性はあるが、農林整備担当へ確認したところ、周辺は既に盛土がされているので、土圧による影響は極めて少ないとの見解をいただいています。また、水路の勾配もあるため、悪影響を及ぼすことは少ないとの回答を得ています。

［委 員］　代表耕作者以外の地権者は、営農意欲に乏しく実際に耕作はしていない。そのため、代表耕作者の土地のみでの農地造成の申請であれば、よいが、今回のように共同での農地造成では賛成できない。

［委 員］　整理できていない点が多いため、「継続審議」若しくは「採決で賛成とならなければ否決」とすべきだと思います。

［委 員］　現地の排水路は機能していない。擁壁の工事をし、排水路工事も行うべきである。

［委 員］　現地の排水路は湧水の関係で常時かなりの流量がある。そのため、今回の施工によって、現地の溢水が流れれば、排水路がオーバーフローしないか懸念している。そのため、大きなU字溝の施工も附帯で必要ではないか。

［事　務　局］　「農地造成」というのは、営農しやすいように土地を改良する、というのが趣旨である。農業経営の担保がとれなければ、単なる土捨てとなってしまう。今回についても代表耕作者以外の地権者にも説明や現地立会をお願いしている。また、隣地との影響も考え、今回は基準よりも多く境界からの距離をとっており、水路への影響がないように施工することなど、農林整備担当との調整もついています。そのため、施工者負担により擁壁工事やU字溝付帯工事を行うことは考えていません。

［委 員］　一団の土地を代表耕作者の耕作しやすいように農地造成を行う申請である。先ほどの説明で、代表耕作者へ権利が集約されるという話ですけど、その担保がないのであれば議論を進めるのは危険だと思う。

仮に代表耕作者が耕作できなくなった場合、他の地権者が耕作しようにも、耕運機が入る進入路もなく、死地となる土地がある。農業委員会は、農地を保全することが主目的であるので、農地を失う危険性がある農地造成の申請を受け付けることはできない。

仮に高さを２段にして南の農道から出入りを容易にする、又は農地造成を水田だけにするとか。或いは、南側の土地の所有権を北側の土地に移動して全体を一人の所有権としてから申請する事が無ければ賛成できない。

［議　　長］　それでは、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第２号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手なし　】

［議　　長］　挙手なし。よって、議案第２号の１については、「否決する」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号の２について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第２号の２について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の２については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　比々多地区で１件の証明願いがありました。

［事　務　局］　議案第４号の１、図面番号は７番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は串橋字東町の５筆、合計面積は１，３９０．４３平方メートルで寺院の敷地内に在ります。ここについては、古くから続く由緒ある寺院で、土地を所有した年代は不明ですが、明治年代の墓石もあり、３代前の住職が１８４番地に墓を建立して徐々に東方向へ墓石を増設して行き、歴代住職も土地の地目が当然墓地だと思い込んでいました。

今回、お寺の代替わりによって現住職が土地の登記地目を調べたところ、１８４番地以外は畑だと初めてわかり、現況の地目へ変更するため非農地証明の申請となりました。

添付資料での航空写真では、昭和５２年以前から墓地及び境内地として使用されているのが確認できます。また、申請地については市街化区域内に所在しており、他法令においても「墓地等経営許可」受けております。また、立地基準については、「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」に該当しています。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第３号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［委 員］　１２月２３日に地区委員で現地確認を行いました。特段、周辺への影響も少なく疑義はないものと考えます。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第３号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第３号の１について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第３号の１については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります７件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、議案第４号の１及び２並びに７は、利用権始期が１月１日、議案第４号の３から６までは利用権始期が５月１日となります。

議案第４号の１、伊勢原地区、岡崎字台の２筆、計１，４９６平方メートルの使用貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている平塚市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第４号の２、比々多地区、三ノ宮字下叔母様の１筆、２，４５６平方メートルの使用貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第４号の３大田地区、沼目７丁目の３筆、計１，７３２平方メートルの賃貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第４号の４大田地区、沼目７丁目の５筆、計２，６１９平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第４号の３の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第４号の５、大田地区、沼目７丁目の１筆、８０６平方メートルの使用貸借について、受け手は、議案第４号の３の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第４号の６、大田地区、沼目７丁目の１筆、７８０平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第４号の３の受け手と同じ農業者となります。

次に議案第４号の７高部屋地区、日向字原田の２筆、計１，９７５平方メートルの解除条件を付した使用貸借について、受け手は、栽培から販売まで一連の作業を行う特定農作業受託により３０ａ以上の耕作を行っている農業者であり、その営農状態や提出された営農計画を確

［事　務　局］　認したところ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致しております。

なお、「解除条件付き」とは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うものとなります。

以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第４号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第４号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第４号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　以上をもちまして、第２２回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前１０時４７分　終了 】